

# 老齢厚生年金の支給停止について②

退職後に再任用や民間会社等に就職し雇用保険に加入した場合(※)、再退職に伴い失業給付を受給することができる場合があります。

65歳未満の老齢厚生年金の受給権を有している方が、雇用保険の失業給付(基本手当)を受給する場合は、老齢厚生年金が全額支給停止となります。また、高年齢雇用継続給付を受給する場合は、老齢厚生年金の一部の支給が停止となる場合があります。

なお、退職共済年金(経過的職域加算額)については、支給停止されません。

※ 雇用保険の詳細等につきましては、再任用・再就職先にご確認ください。

## 失業給付を受給するときの年金

雇用保険の失業給付は、特別支給の老齢厚生年金、繰上げ支給の老齢厚生年金などと同時に受けることはできません。

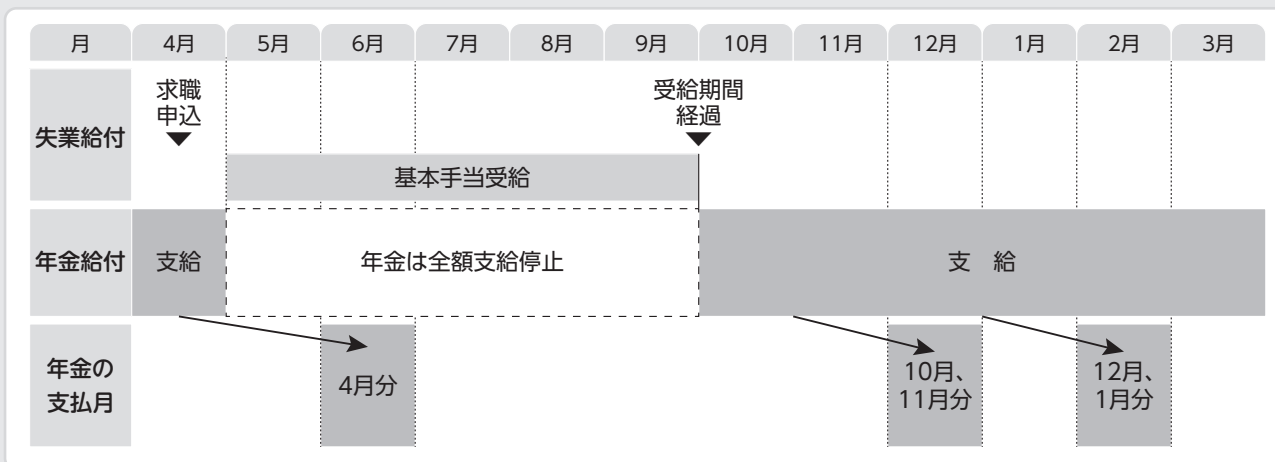
失業の認定を受けるために公共職業安定所(ハローワーク)で求職の申し込みをすると、実際に失業給付を受けたかどうかは関係なく、その月の翌月から受給が終了するまでの間、基本手当の額に関わらず、年金は支給停止となります。

### ? 基本手当とは

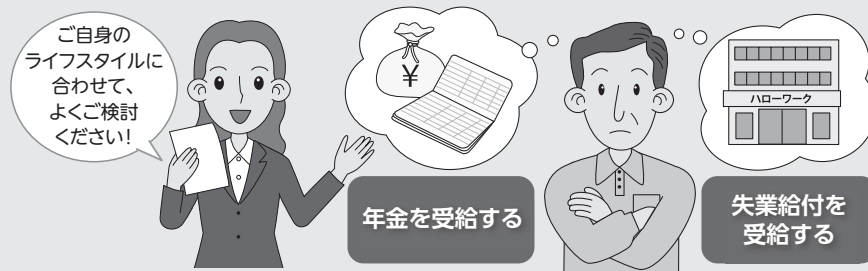
基本手当とは、雇用保険の被保険者の方が定年や倒産、契約期間の満了等により離職した場合、失業中の生活を心配することなく、一日も早い再就職ができるように支給されるものです。

雇用保険の一般被保険者に対する基本手当の所定給付日数(基本手当の支給を受けることができる日数)は、受給資格に係る離職の日における年齢、雇用保険の被保険者であった期間および離職の理由などによって決定され、90日~360日の間でそれぞれ決められます。

## 年金支給停止の基本的な仕組み

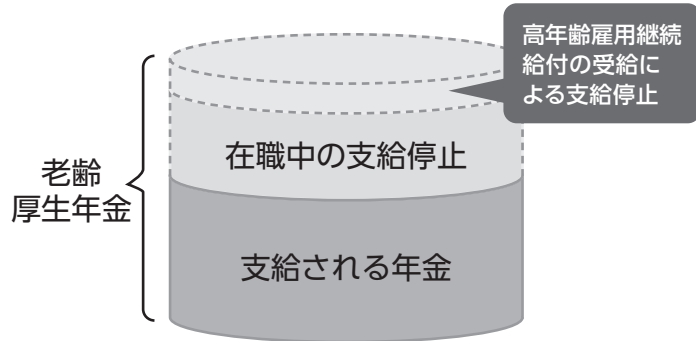


ハローワークに行って求職の申し込みをする前に、年金と失業給付のそれぞれの額を比較し、どちらを受給すべきか検討しておきましょう。



## 高年齢雇用継続給付を受給するときの年金

厚生年金の被保険者で、65歳になるまでの年金を受けられる方が、雇用保険法の高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金）を受給しているときは、在職中であることによる年金の一部支給停止に加え、特別支給の老齢厚生年金からも標準報酬月額6%に相当する額を限度として支給停止されます。



### ? 高年齢雇用継続給付とは

高年齢雇用継続給付とは、60歳以上65歳未満の雇用保険の一般被保険者の方が、60歳到達時点と比べ、賃金が75%未満に低下した状態で働き続けるときに支給される給付です。

受給するには被保険者であった期間が5年以上であるなど、一定の受給要件を満たしている必要があります。